

財関第641号
平成19年5月17日

(各)税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 青山 幸恭

関税法基本通達等の一部改正について

生糸の輸入に係る調整等に関する法律(昭和26年法律第310号)第2条の規定に基づき、農林水産大臣の承認を受けて生糸を輸入することができる独立行政法人農畜産業振興機構について、同機構の組織変更に伴う所要の整備を行うため、関税法基本通達等の一部を下記のとおり改正し、平成19年5月21日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第2 生糸の輸入に係る調整等に関する法律に基づく生糸の輸入通関手続きについて(平成15年9月30日財関第1027号)の一部を次のように改正する。

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。